

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成22年4月15日(2010.4.15)

【公開番号】特開2004-201689(P2004-201689A)

【公開日】平成16年7月22日(2004.7.22)

【年通号数】公開・登録公報2004-028

【出願番号】特願2003-425030(P2003-425030)

【国際特許分類】

C 12 M 3/00 (2006.01)

C 12 N 5/07 (2010.01)

【F I】

C 12 M 3/00 A

C 12 N 5/00 E

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年3月2日(2010.3.2)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項6】

容器(1)の上部の壁を成形する第二シート(3)が、第一シート(2)のものと同一の形状を有するように熱成形され、前記シート(2、3)がそれらのへりで互いに面して固定されることを特徴とする、請求項4に記載の容器。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0014

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0014】

熱成形の技術を用いる少なくとも1枚の接着性ポリマー材料から容器を製造するという事実は、当該容器に、特に有益な特徴をもたらし、例えば：

- 当該容器は明確な形状を有し、このことは、多数の容器をインキュベーター内で簡便に積み重ねることを可能にする；

- 当該容器は一定の剛性を有し、このことは、利用可能な培養表面を覆う細胞の優先的な堆積領域及び分布の不均一を作り出すことを回避することを可能にさせる。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0021

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0021】

容器の上部の壁を成形する第二シートは：

- 実質的に平面となるように第一シートのへりに固定されうるか；

- 又は、第一シートのものと同一の形状を有し、シートがそれらのへりによって互いに面して固定されるように熱成形されうる。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】 0 0 4 9

【訂正方法】 変更

【訂正の内容】

【0 0 4 9】

図 3 a ~ 3 f に示した容器 1 は、熱成形された下部のシート 2 及び同様に熱成形された上部のシート 3 から成形され、前記上部のシート 3 は、例えば、下部のシート 2 のものと同じ、又は実質的に同一の形状を有する。シート 2 、 3 は、互いに面して固定される。